1. どのような点で条文に違反すると主張したのか。
2. その主張に対する最高裁の判決

32条（裁判所において裁判を受ける権利）

1. 裁判官と裁判員の両者によって構成される裁判体が、憲法にいう裁判所にあたるか。
2. ・現行の憲法では「裁判官による裁判」から「裁判所による裁判」と変更された。

・最高裁と異なり、下級裁判所は裁判官のみで構成されなければならないという規定を置いていない。

・裁判員の権限は、裁判官と共に公判廷で審理に臨み、評議において事実認定、法令の適用及び有罪の場合の刑の量定について意見を述べ、評決を行うことであるが、これらは必ずしもあらかじめ法律的な知識、経験を有することが不可欠な事項とはいえない。

37条1項（公平な裁判所の裁判を受ける権利）

1. 裁判員裁判が「公平な裁判所」といえるか。
2. 裁判員対象事件を取り扱う裁判体は、身分保障の下、独立して職権を行使することが保障された裁判官と、公平性、中立性を確保できるよう配慮された手続きの下に選任された裁判員とによって構成されるものとされている。

守秘義務について

自分の意見：裁判員は「評議での自由な発言を保障するなどの理由から罰則付きの守秘義務があるのだが、発言者が特定されないように裁判の様子を明かすのであれば、守秘義務を緩めても良いと考える。